

■議案第53号 四万十町下津井ヘルスセンターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成24年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとして四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「下津井温泉組合」を選定しましたので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町下津井ヘルスセンター

施設の所在地 四万十町下津井757番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 下津井温泉組合

団体の所在地 四万十町下津井757番地

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4. 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町下津井ヘルスセンターは、平成18年9月1日より平成24年3月31日まで「下津井温泉組合」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

同組合は、地元グループの下津井平家の里協会が開催している各種イベント（ホテル観光（遊覧船）・ホテル祭り・納涼祭等）と連携し、地域住民と観光客との交流の拠点として施設の管理・運営に取り組んでおり、地域の活性化にも大いに貢献しています。また、昭和55年に当該施設がオープン以来、町からの委託で管理・運営を行っており、今後も公の施設の目的を理解し、四万十町下津井ヘルスセンター条例に規定している業務を着実に実行でき、施設を活用した地域振興や活性化につながる運営が行われるものと判断しましたので、引続き同組合を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定します。